



事 務 連 絡  
令 和 4 年 6 月 1 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課  
都 道 府 県 民 生 主 管 部 ( 局 )  
国 民 健 康 保 険 主 管 課 ( 部 ) 御 中  
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 ( 局 )  
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 ( 部 )

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 11)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)等により、令和4年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年6月1日付けで薬事承認された「アンスペクトコーワ SARS-CoV-2」（株式会社医学生物学研究所）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和4年6月1日より保険適用となる。